

### 検察審査員に 選ばれたらご協力を

交通事故、詐欺など被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。どうも納得できない。このような人のために、検察官の行った処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。

検察審査会の11人の審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から抽選で選ばれることになっています。

審査員に選ばれたときに

は、市民の代表としてご協力をお願いします。

問い合わせ先 鳥取検察審査会（鳥取地方裁判所内・222171）

### ボランティア入門講座

対象 ボランティア活動に関心のある人

とき 2月5日（水）・12日（水）・26日（水）・3月5日（水）午後1時30分～3時30分

ところ さざんか会館1階第2会議室

受講料 無料

申し込み先 鳥取市ボランティア

イアセンター（292228）

### 歩こつ会2月例会

定期総会

とき 2月9日（日）午前10時

ところ 福祉文化会館

とき 2月9日（日）正午～午後2時30分

コース 福祉文化会館 松並町～八千代橋～免許センター

取駅・解散（7キロ）費用なし

### 2月のごみ収集

2月11日（火）建国記念の日（は、すべてのごみを収集しません。第2・第4火曜日地区のペットボトルの収集は、2月12日（水）に振替で行います。

問い合わせ先 環境課（3217）

問い合わせ先 体育課（3371）



同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、定められた限度額を超えると高額療養費として超えた額があとで払戻されます。この基準となる自己負担の限度額が昨年10月1日から下表のとおり変わりました。70歳未満の人と70歳以上の人では、限度額が異なります。

### 高額療養費の自己負担限度額

70歳未満の方	上所得者	139,800円 (77,700円)	医療費が699,000円（平成15年4月から466,000円）を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	一般	72,300円 (40,200円)	医療費が361,500円（平成15年4月から241,000円）を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	住民税非課税世帯	35,400円（24,600円）	

70歳以上の方		外来 (個人ごと)	自己負担限度額 外来+入院(世帯ごと)
		一定以上所得者	40,200円
	一般	12,000円	40,200円
扶養非扶養	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

- 1 上位所得者とは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯にあたりません。
- 2 ( )内は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合（70歳以上の外来にかかる個人ごとの限度額による支給は除く）の4回目以降の限度額です。低所得者Ⅰ、Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。保険年金課窓口へ申請してください。

問い合わせ先 保険年金課（20・3203）



### 女性議会の 傍聴者 募集

女性に市政に対する関心を高めていただくため、模擬議を開催します。

とき 2月5日（水）午後1時～3時20分

ところ 市議会本会議場

内容 女性実行委員と市長ほか市執行部による模擬議会

問い合わせ先 男女共同参画センター（242704）